平成２４年（再イ）第５５号
大阪府岸和田市宮前町９番17―404号
再生債務者　山内　豊明
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月26日から平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第３３号
徳島県吉野川市川島町桑村633番地39
再生債務者　吉田　真也
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月２日から平成24年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第６４号
北九州市門司区大字吉志346番地１
再生債務者　木山　昌弘
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月26日から平成24年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

平成２４年（再イ）第３７１号
東京都文京区本駒込５―７―14　加藤方
再生債務者　松木　志保
1　決議に付する再生計画案　平成24年９月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月４日まで
平成24年９月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第４１１号
東京都八王子市大和田町１―23―７―103
再生債務者　佐賀　太志
1　決議に付する再生計画案　平成24年９月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月４日まで
平成24年９月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第７６号
千葉県船橋市習志野台４丁目75番11―211号
再生債務者　林　　宏
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月５日まで
平成24年９月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第９５号
千葉県市川市二俣１丁目10番15―501号
再生債務者　小関　雅裕
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月５日まで
平成24年９月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１０４号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目７番７―408号
再生債務者　八田　賢一
1　決議に付する再生計画案　平成24年９月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月５日まで
平成24年９月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１１号
千葉県袖ケ浦市のぞみ野39番地11
再生債務者　中村　政信
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月５日まで
平成24年９月21日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再イ）第１１４号
横浜市港北区日吉４丁目17番４号
再生債務者　山本　勇武
1　決議に付する再生計画案　平成24年９月12日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月５日まで
平成24年９月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１１６号
横浜市磯子区汐見台３丁目５番地１　3504棟434号
再生債務者　押切　陽介
1　決議に付する再生計画案　平成24年９月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月５日まで
平成24年９月21日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第７５号
千葉県浦安市日の出５丁目３番Ｂ―210号
セレナヴィータ新浦安
再生債務者　関口　一美
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年９月18日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１１６号
東京都小平市学園東町３―２―15―５
再生債務者　金田　光博
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年９月20日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２３年（再イ）第９号
北海道江別市野幌若葉町46番地の104
再生債務者　久保田　哲
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月19日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第３号
奈良県大和郡山市西田中町609番地６
再生債務者　久田　幸夫
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月17日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月25日から平成24年11月８日まで
奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号
愛媛県今治市大西町九王甲731番地47
再生債務者　林　　志帆
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年10月19日まで
平成24年９月21日　松山地方裁判所今治支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第３号
埼玉県川口市末広３丁目８番14号
再生債務者　染谷　大介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

広告

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千五百九十七万六千円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年十月一日
千葉県市川市妙典六丁目一一番二四号
有限会社ＳＡＹＫＯ．Ｇ
代表取締役　二神　幸子